

平成30年度  
第1回東京都動物愛護管理審議会  
会議録

平成30年8月30日  
東京都福祉保健局

(午前10時00分 開会)

○高橋健康安全部長 定刻となりましたので、ただいまから第1回東京都動物愛護管理審議会を開会させていただきます。

私は、福祉保健局健康安全部長の高橋でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。議事に入りますまでの間、私が進行を務めさせていただきます。

初めに、定足数の確認をさせていただきます。

本審議会は、東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則第16条により、委員の過半数の出席により成立することとなっております。本審議会の委員数は20名、現在の出席者は14名でございます。定足数に達しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、内藤福祉保健局長より一言、御挨拶を申し上げます。

○内藤福祉保健局長 東京都福祉保健局長の内藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まずは、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、東京都動物愛護管理審議会委員をお引き受けいただきまして、本当にありがとうございます。

また、平素より東京都の動物愛護管理行政に御理解、御協力を賜りまして、重ねて御礼申し上げたいと存じます。

東京都では、平成26年3月、本審議会答申に基づきまして、動物愛護管理推進計画を改定いたしまして、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指して、平成26年度からさまざまな施策を実施しているところでございます。

目標として掲げておりました、動物の引取数の大幅な減少や、犬、猫の返還・譲渡率の増加については、既に達成するなど、区市町村や動物愛護団体等関係者の皆様の御協力のもと、着実に成果を上げてきております。

さらに、平成31年度までに動物の殺処分をゼロにすることを目指しまして、11月を動物譲渡促進月間と定めるなど、さまざまな取組を強化しているところでございます。その結果、犬につきましては、動物福祉に基づくやむを得ない致死処分等を除けば、平成28年度より2年連続でゼロを継続してございます。

動物愛護管理に関する最近の国の動きといたしましては、平成29年3月より、動物の愛護及び管理に関する法律の改正を視野に、販売される犬猫についての日齢規制やマイクロチップの装着をはじめとする諸問題につきまして、国の審議会等において検討されているところでございます。

このような状況の中、東京都におきましても、推進計画改定後5年を経過し、計画の中間見直しを行うこととなりました。

そこで、現行の推進計画の評価に加えまして、東京都の今後の動物愛護管理行政のあり方につきまして、本審議会に諮問し、検討をお願いすることといたしました。

いただいた答申に基づきまして、推進計画を見直し、時代に即した施策を積極的に推進してまいります。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○高橋健康安全部長 本日は、今回の審議会の初回でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、委員の皆様を御紹介させていただきます。名簿順に御紹介申し上げます。名簿は、席上に配付してございますので、御覧いただきたいと思います。

まず、青木委員でございます。

○青木委員 青木です。よろしくお願いいたします。

○高橋健康安全部長 有田委員でございます。

○有田委員 おはようございます。有田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋健康安全部長 上田委員でございます。

○上田委員 よろしくお願いいたします。

○高橋健康安全部長 打越委員でございます。

○打越委員 成城大学法学部の打越と申します。よろしくお願いいたします。

○高橋健康安全部長 内山委員でございます。

○内山委員 内山です。よろしくお願い致します。

○高橋健康安全部長 川口委員は、所用により欠席という旨、報告を受けております。

次に、工藤委員でございますが、こちらに向かっているということでございますので、後ほど、御出席の予定でございます。

次に、齊籐委員でございます。

○齊籐委員 齊籐でございます。よろしくお願いいたします。

○高橋健康安全部長 崎田委員でございます。

○崎田委員 崎田と申します。よろしくお願いいたします。

○高橋健康安全部長 柴崎委員でございます。

○柴崎委員 よろしくお願いいたします。

○高橋健康安全部長 高倉委員は、所用により御欠席ということでございます。

また、高橋委員も、所用により御欠席でございます。

さらに、滝川委員も所用により御欠席でございます。

次に、武石委員でございます。

○武石委員 おはようございます。よろしくお願いいたします。武石でございます。

○高橋健康安全部長 武内委員でございます。

○武内委員 おはようございます。武内と申します。よろしくお願い致します。

○高橋健康安全部長 友森委員でございます。

○友森委員 友森と申します。よろしくお願いいたします。

○高橋健康安全部長 林委員でございます。

○林委員 どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋健康安全部長 町屋委員でございます。

○町屋委員 町屋です。よろしくお願い致します。

- 高橋健康安全部長 光永委員でございます。
- 光永委員 おはようございます。光永と申します。よろしくお願いいたします。
- 高橋健康安全部長 村中委員でございます。
- 村中委員 おはようございます。村中です。よろしくお願いいたします。
- 高橋健康安全部長 事務局でございますけれども、事務局につきましてはお配りした名簿のとおりでございますので、御覧いただければと思います。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

席上の資料を御覧いただきたいと思いますが、まず、議事次第。次に、委員名簿、事務局名簿、座席表。資料といたしましては、資料1から5まで。それから、席上の資料といたしまして、リーフレット、また、冊子がございますが、これは、1から7までお配りしております。

配付資料は、以上でございますが、不足等ございませんでしょうか。

なお、参考資料1から9までにつきましては、ペーパーレスの取組の推進のため、席上のタブレットに入っております。

なお、タブレットの使用方法でございますけれども、今、参考資料1が出ていますが、それを左側に指でスライドしていただきますと参考資料2、さらに行きますと参考資料3と出ております。参考資料は1から9まででございます。戻す場合には、逆に、右にスライドしていただければということでございます。よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、本日は第1回目の会議ですので、会長を選任していただきたいと存じます。条例施行規則第15条により、会長は、委員の皆様の互選となっております。どなたか、会長候補の御推薦はございませんでしょうか。

- 内山委員 これまで会長に御就任いただいていた林委員に、引き続きお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。
- 高橋健康安全部長 ただいま、内山委員より、林委員を御推薦いただきましたが、皆様、いかがでしょうか。

(異議なし)

- 高橋健康安全部長 ありがとうございます。
- 御賛同いただきましたので、林委員に会長に就任していただきたいと思っております。林会長には、会長席にお移りいただければと存じます。よろしくお願いいたします。
- それでは、ここで林会長から御挨拶を頂戴したいと思います。
- 林会長 ただいま会長に御推挙いただきました、国立科学博物館の林と申します。委員の皆様の御協力をいただき、審議会を円滑に進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

東京都の動物愛護管理の方針というのは、全国に大きな影響を与えておりますし、今回、御審議いただく内容も、そういう内容になるということを期待しております。

どうぞよろしくお願ひいたします。

早速ですけれども、副会長を選びたいと思いますが、当審議会では、都の条例施行細則により、会長が職務代理を行う副会長を指名するということになっておりますので、私から指名をさせていただきたいと思ひます。

東京都獣医師会の村中委員に副会長就任をお願ひしたいと思ひますが、委員の皆様には、どうか御了解いただきたいと思ひます。

○高橋健康安全部長 ただいま、会長から村中委員に副会長をとの御発言がございました。副会長は、村中委員にお引き受けいただきたいと存じます。

村中副会長、恐れ入りますが、副会長席にお移り願ひます。

続きまして、これより諮問書の交付を行いたいと存じます。

本日は、知事は所用により欠席させていただいております。

代わりまして、内藤福祉保健局長から林会長に諮問書をお渡しいたします。諮問書の写しは、これより委員の皆様へ配付いたします。

(諮問書交付)

○内藤福祉保健局長 東京都動物の愛護及び幹事に関する条例第33条の規定に基づき、下記の事項について諮問する。

平成30年、8月30日、東京都知事小池百合子。

記。

1、諮問事項。

東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について。

2、諮問理由。

東京都は、平成26年3月、東京都動物愛護管理推進計画を改定し、具体的取組を推進してきたところだが、本計画では、5年後を目途に見直しを行うこととしている。

そこで、計画策定後の社会状況の変化や動物愛護管理をめぐる東京都の現状等を踏まえ、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指し、施策をより効果的に推進するため、東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について諮問する。

どうぞよろしくお願ひします。

○高橋健康安全部長 それでは、これより審議に入りますので、撮影等はここまでとさせていただきます。

では、以降の進行は林会長にお願ひしたいと存じます。よろしくお願ひします。

○林会長 それでは、議事に入ります前に、本日の注意点を申し上げます。本会は、原則として公開となります。また、資料及び議事録についても、原則公開となっております。あらかじめ、御承知おきください。

では、これより、次第6、議事の(1)諮問事項についてに移ります。

先ほど、「東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について」との諮問を受けたところです。諮問内容に係る資料が用意されておりますので、事務局から説明

をお願いいたします。

初めに、資料1について説明をいただきます。

○田島動物愛護管理専門課長 動物愛護管理専門課長の田島と申します。よろしくお願  
いいたします。以後、着席して、御説明させていただきます。

まず、お手元の資料1でございます。

検討事項及びスケジュール等につきまして御説明いたします。

まず、1、検討事項でございますが、こちらには、項目を3点、掲げてございます。

1番目ですが、(1)これまでの施策の評価及び今後の取組のあり方等でございます。

御審議の方向性といたしましては、後ほど、概要を御説明する、現行の東京都動物愛  
護管理推進計画の方向に沿いまして、これまでの施策の評価を行っていただきまして、  
都における現状を踏まえた課題の抽出と今後の取組のあり方につきまして御検討をお願  
いしたいと存じます。

現行計画では、ここに施策の展開の方向として掲げた「ア」から「エ」までの四つの  
主要課題、これらの課題のもとに、延べ15の施策を展開しております。

これらの施策につきまして、平成26年度から平成30年度までの実績を評価してい  
ただき、基本方針、今後の事業の必要性及び具体的数値目標の改定を含む方向性などを  
御審議いただければと存じます。

次に、(2)国における法改正等の動向を踏まえた対応でございます。

現在、国では、動物愛護の管理に関する法律及び同条第5条の規定に基づく、動物の  
愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針の改正を検討してお  
ります。

この国の動向を踏まえまして、都の動物愛護管理推進計画の中間見直しに反映が必要  
な内容につきまして、御検討をお願いしたいと存じます。

最後に、(3)動物愛護相談センターのあり方でございます。

去る平成29年3月に策定しました、動物愛護相談センター整備基本構想では、施設  
の老朽化や社会状況の変化等を踏まえ、これからの動物愛護相談センターに求められる  
役割や機能等についてまとめを行いました。

今後、施設整備を具体的に進めていく上で必要とされる機能の確保、都民や関係者の  
利便性、業務の効率性等を勘案しまして、都における動物愛護相談センター全体のあり  
方について御検討いただければと存じます。

なお、御検討に当たりましては、用地確保や周辺環境等の整備上の制約等事項につい  
ても、御考慮いただければと存じます。

あわせて、この(3)動物愛護相談センターのあり方の詳細につきましては、後ほど、  
事務局から改めて御説明いたします。

次に、2、スケジュール等を御覧ください。

本日の第1回審議会の後、審議会運営要領に基づきまして、小委員会を設置していた

だき、延べ3回にわたる小委員会での御審議を得て、検討事項（1）及び（3）につきましては、本年12月を目途に開催する第2回審議会で中間報告として取りまとめたいただきたいと存じます。

その後、動物愛護管理法及び基本指針の改正を検討している国の動向を踏まえまして、検討事項（2）について御審議いただき、全体のまとめとして答申を頂戴したく存じます。

今のところ国の動きが見通せない状況となっておりますので、場合によりましては、12月の第2回審議会開催後、しばらくの間、休会となるおそれもあることを申し添えます。

甚だ簡単ですが、資料の説明は以上でございます。

○林会長 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきましたとおり、1から3までの中で、2につきましては、国法改正の動向を踏まえなければならない。

この中間報告につきましては、1と3、これについて小委員会を設置して審議を行い、この審議会で最終的に中間報告を取りまとめたいということですが、これにつきまして、御意見あるいは御質問はありますか。

よろしければ、それでは、このスケジュール、審議事項も含めて御了解いただけますでしょうか。

（異議なし）

○林会長 ありがとうございます。

それでは、御了解いただきましたので、検討事項及びスケジュールにつきましては資料1のとおりということで進めてまいりたいと思います。

それでは、続きまして、資料1の（1）に関連する資料について、引き続き事務局から御説明いたします。

○田島動物愛護管理専門課長 引き続き、私から御説明いたします。

まず、資料2、お手元のA3判でございますが、大き目の資料を御覧ください。

こちらが、東京都動物愛護管理推進計画の概要でございます。

この計画は一番上の囲みの中に記載のとおり、動物の愛護及び管理に関する法律、東京都動物の愛護及び管理に関する条例及び国が定めました動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針に基づいて策定されております。

位置付けとしましては、都民、事業者、ボランティア、関係団体、区市町村、東京都といった動物愛護管理にかかわる各主体の共通の行動指針となっております。

計画期間は、平成26年度から平成35（2023年）年度までの10年間となっております。5年後を目途に見直しをすることから、今回、皆様方に御審議いただくこととなったものです。

推進計画では、先ほど申し上げましたが、施策展開の方向を大きく四つに整理した上、

全15の施策を具体的な取組内容としております。

まず、左上の囲み1、適正飼養の啓発の徹底でございます。

この中には、適正飼養、終生飼養に係る普及啓発の強化、地域の飼い主のいない猫対策の拡充、多頭飼育に起因する問題の対応など、1から7までの施策を掲げております。

次に、左下の囲み、2、事業者等による動物の適正な取扱の推進。

ここでは、動物取扱業の監視強化や、動物取扱業の指導事項の拡大への対応等、8から11までの施策を掲げております。

右上に移りまして、3、動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進。

この中には、譲渡拡大のための仕組みづくり及び取扱動物の適正な飼養管理の確保の二つの施策が含まれております。

最後に、右中ほど、4、災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応には、動物由来感染症への対応強化及び災害時の動物救護体制の充実の二つの施策を掲げております。

その下に記載のとおり、本計画では、具体的数値目標を定めております。詳細につきましては、後ほど、資料4で御説明いたします。

最後に、本資料下部に記載のとおり、これらの施策を展開し、動物愛護管理を効果的に推進していくために、都民、事業者、ボランティア関係団体、区市町村、東京都がそれぞれの役割に主体的にかつ積極的に取り組みながら連携協働を進めていき、最終的に人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指すという方向性が定められております。

続きまして、資料3になりますが、ホチキス留めになっております15ページほどの東京都動物愛護管理推進計画に基づく施策の実施状況を御覧ください。

資料3は、推進計画に盛り込まれました15の施策に係る平成26年度から30年度までの実施状況をまとめたものでございます。

延べ15枚にわたる資料となっておりますので、平成29年度及び30年度の部分を中心に御説明いたします。

はじめに、資料の1ページ、施策1、適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化を御覧ください。

平成29年度には、動物愛護週間中央行事をはじめ、譲渡事業PRイベント、パネル展示等を行ったところでございます。

また、平成30年1月には、本日、参考資料8として配付しておりますインターネット都政モニター、「東京都におけるペットの飼育」調査を実施しております。

今年度におきましては、昨年度同様、各種普及啓発行事を行うとともに、動物取扱業者を通じたパンフレット等の配付を予定しております。

次に、2ページ、施策2、犬の適正飼養の徹底を御覧ください。

御案内のとおり、犬につきましては、狂犬病予防法に基づく犬の登録・狂犬病予防注射に関する普及啓発が特に重要となっております。

このため、動物病院等での登録・注射済票交付代行等の促進や、都庁1階エントランスにおいて、都庁にお越しになった方々を対象とした狂犬病予防方法の普及啓発に係るパネル展示などを実施しております。

続きまして、施策3、地域の飼い主のいない猫対策の拡充を御覧ください。

現在、区市町村では、それぞれの地域におきまして、飼い主のいない猫対策が進められております。都は、区市町村に対しまして、平成19年度から飼い主のいない猫対策に係る包括補助事業としての財政的支援を実施しているところです。

加えて、今年度は、平成30年度の欄の一番下に記載のとおり「飼い主のいない猫との共生を目指す街ガイドブック、問題解決のABC」を改訂する予定となっております。

続きまして、4ページに移りますが、施策4、多頭飼育に起因する問題への対応を御覧ください。

動物の多頭飼育問題対策につきましても、区市町村に対しまして包括補助事業による支援を行っております。

動物の多頭飼育問題につきましても、私ども動物関係部門だけではなく、区市町村の福祉部門など、多くの関係者が情報共有を密にしながら、案件ごとにさまざまなアプローチを行う必要がございます。

そこで、平成29年度から、都と区市町村の担当者が構成する動物行政検討会において、多頭飼育問題に関する情報交換・対策検討を進めているところでございます。

次に、5ページ、施策5、動物の遺棄・虐待防止に関する対策を御覧ください。

この施策に関しましては、動物の遺棄・虐待事例に対応する職員の資質向上を目的としまして、環境省が主催する研修等に職員を参加させているところです。

また、新宿駅西口に設置された大型デジタルサイネージなどで、動物虐待防止関係の映像を放映し、多くの方々に動物の遺棄・虐待は犯罪であるということを啓発しているところでございます。

次に、6ページ、施策6、適正飼養の啓発に係る動物愛護推進員等の人材育成を御覧ください。

東京都では、現在、300名を超える方々に動物愛護推進員を委嘱しておりまして、推進員の方々に対して、実際の活動に役立つ内容の研修会を年3回程度開催しております。

続きまして、7ページになりますが、施策7、小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援を御覧ください。

表中2段目に記載のとおり、平成27年度から動物愛護相談センターにおいて、夏休み動物セミナーを開催しております。

このセミナーは親子で参加できる形式となっており、センターの仕事紹介ですとか、犬と友達になるための方法等につきましてお話をしているところでございます。

また、犬との接し方や、犬による咬傷事故防止等を啓発するため、小学校低学年を対

象とした動物教室を開催しております。

本事業では、同伴する動物のストレスへの配慮から、動物を使わないプログラムを開発し、展開してまいりました。

今年度は、本事業を民間業者に委託し、規模も60回に拡大して実施する予定となっております。

次に、8ページ、施策8、動物取扱業の監視強化を御覧ください。

動物取扱業に関しましては、動物愛護相談センターにおきまして、登録申請の受理、登録に係る施設の検査、苦情処理を含む監視指導業務等を行っているところでございます。

続きまして、9ページ、施策9、動物取扱業の指導事項等の拡大への対応を御覧ください。

動物取扱業の監視指導項目は、ペットショップをはじめとする販売業ですとか、トリミングサロン等の保管業など、業務種別や動物の飼養施設の有無、第1種動物取扱業と第2種動物取扱業との違いなど、その業態によって大きく異なることから、それぞれの業態に応じまして遵守規定の履行状況について監視指導を徹底しているところでございます。

次に、10ページ、施策10、特定動物飼養許可及び適正飼養の徹底を御覧ください。

表の一番右側、平成30年度の欄に記載のとおり、都内では、平成30年6月末現在、ワニやニシキヘビなどの危険な動物を飼っている特定動物飼養許可施設数は107軒となっております。

これらに対しまして、施設の監視ですとか文書による飼養状況調査などを実施しているところでございます。

続きまして、11ページ、施策11、産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応を御覧ください。

表の一番右側になりますが、平成30年度の欄に記載のとおり、こちらも平成30年6月末現在、特別区並びに八王子市及び町田市を除く多摩地域における畜舎の許可施設数は150軒となっております。

畜舎に関しましては、家畜伝染病予防法を所管する東京都産業労働局の家畜保健衛生所による立入りに合わせた監視等を行っているところでございます。

続きまして、12ページになりますが、施策12、譲渡拡大のための仕組みづくりを御覧ください。

平成29年度の欄の上から5番目にありますとおり、平成29年度から離乳前子猫を育成譲渡するミルクボランティア制度を開始しております。

平成30年6月末現在、ボランティア登録数は34名となっております。平成29年度の制度開始から平成30年6月末までの間に、延べ162頭の子猫を譲渡しております。

また、平成29年11月22日には、動物の引取数減少及び譲渡の拡大を行うため、東京都動物情報サイト「ワンニャンとうきょう」を開設いたしました。本年度は、動物を飼う際の留意点等、飼い主の支援情報を追加する予定でございます。

参考資料6には、平成29年11月の「ワンニャンとうきょう」プレス資料を添付しましたので、後ほど御覧いただければと存じます。

さらに、平成30年度の欄に記載のとおり、今年度から、センターで収容した小動物の譲渡に協力する登録譲渡団体等に対しまして、当該動物の負傷部位の保護用具など、必要な物資等を提供する取組を開始しております。

ここで、お手元のタブレットにございます参考資料1、動物の総取扱数の推移を御覧ください。

こちらは、平成20年度から平成29年度までの10年間、東京都が取り扱った犬猫等の頭数を示したヒストグラムでございます。

この数値は、最下段の\*2に記載のとおり、捕獲数、飼い主又は拾得者からの引取数、負傷動物の収容数を足し上げたものでございます。

推移としましては、一番左側、平成20年度は7,781頭だったものが、平成29年度は1,216頭と、約6分の1に減少しております。

次に、ページを移っていただきまして、参考資料2を割愛いたしまして、参考資料3に移らせていただきます。

致死処分数の推移を御覧ください。

この折れ線グラフは、都の条例が施行されました昭和55年度から平成29年度までの致死処分数を示したものでございます。

致死処分数がピークに達した昭和58年度は5万6,427頭。御覧のとおり、その後は減少の一途をたどりまして、平成29年度には492頭と、ピーク時の約115分の1と大幅に減少しております。

続きまして、また、一つおめくりいただきまして、参考資料4に移ります。

過去10年間の返還・譲渡・致死処分頭数を御覧ください。

こちらにつきましては、この資料の下の表、一番右側の欄に記載のとおり、平成29年度の犬の返還・譲渡率は95.8%、猫におきましても39.7%となっているところでございます。

次に、もう一枚めくっていただきまして、参考資料5になりますが、致死処分の状況を御覧ください。

はじめに、表側に記載した分類の定義を御説明いたします。

最上段、①動物福祉等の観点から行ったものは、表の下に載せた\*1に記載のとおり、怪我や感染症などによって動物が著しい苦痛を感じているもの、人に対する著しい攻撃性を有するもの及び衰弱や感染症によって成育が極めて困難と判断されたものにつきまして、センターの獣医師が致死処分をしたものです。

次に、中段にある②引取・収容後に死亡したものは、都民からの通報等によりまして、センターで収容した小動物等が、収容期間中に容体が悪化して死亡したものなどが含まれております。

続きまして、最後の①②以外の致死処分（殺処分）でございますが、これは、表の下にある\*3のとおり、ただいま御説明した上記①及び②を除いた致死処分を、都では殺処分と表現しております。

この殺処分の実績につきましては、表の網掛け部分のとおり、犬は、平成28年度、29年度と、2年連続ゼロとなっております。猫につきましては、平成29年度、16頭まで減少しております。

この中には、高齢な猫ですとか、負傷したいわゆる野良猫で、治癒はしたものの、人馴れが極めて困難だったものが含まれております。

都といたしましては、参考資料7、「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン」の「Ⅱ 政策目標」にあるとおり、2019年度に殺処分ゼロを目標に掲げているところでございます。

ここで、誠にお手数ですが、再びお手元の紙ベースの資料3に戻っていただきまして、次は、13ページになります。

施策13、取扱動物の適正な飼養管理の確保を御覧ください。

平成29年度には、動物飼養環境の整備の一環としまして、世田谷区にございます動物愛護相談センター本所の医務室の改修を行っております。

この施策に関しましては、後ほど、資料5、「動物愛護相談センター整備について」の部分で、改めて事務局より御説明いたします。

続きまして、14ページ、施策14、動物由来感染症への対応強化を御覧ください。

この施策に関しましては、動物病院における動物由来感染症モニタリング事業をはじめ、各種調査等を継続して実施しているところでございます。

続いて、15ページ、施策15、災害時の動物救護体制の充実を御覧ください。

この施策に関しましては、来月、9月2日、日曜日、中央区の浜町公園で開催される東京都・中央区・港区合同総合防災訓練への参加をはじめ、包括補助事業を用いた区市町村災害時動物救護事業への財政支援等を行っているところでございます。

資料3にかかる御説明は、以上となります。

最後に、お手元の資料4、現行計画における数値目標（平成35年度目標）と現在の状況を御覧ください。

推進計画に掲げた具体的な数値目標につきまして、ただいま御説明した、各施策を推進した成果である年度ごとの実績値をもとに、その達成度を示したものでございます。

表の右側、網掛け部分が、平成29年度の実績値でございます。

動物引取数は758頭、73.5%の削減となっており、35年度達成目標としてい

た15%を大きく上回る数字となっております。

次の動物の致死処分数につきましても、492頭、79.5%削減となっております、目標の20%を大きく上回っております。

次の犬の返還・譲渡率は95.8%、最下段の猫の返還・譲渡率は39.7%となっております、それぞれ目標を大きく上回る達成度を示しております。

甚だ駆け足で申しわけございませんが、資料2から資料4までの御説明は以上でございます。

○林会長 ありがとうございます。

それでは、資料2から4までに基づいて、非常に膨大な内容でしたが、これにつきまして何か御質問あるいは御意見がございましたら、どうぞ御遠慮なくおっしゃってください。

いかがですか。

○上田委員 江戸川区選出の東京都議会議員の上田と申します。よろしく申し上げます。

江戸川区は70万人の人口規模がありまして、殺処分数も世田谷のほうが人口が多いにもかかわらず、まだ多くて、啓発のほうが行き届いていないのかなとも思っております。

葛西臨海公園や都立公園もありまして、そこに、どうしても地域猫が増えていくというような状況でありまして、地域猫ボランティアの方が中心になって、自費で、さくら猫といいますか、去勢手術をしたりとか、ようやく4年前ですか、江戸川区でも予算がついたんですけれども、これも、本来、ボランティアに近い形で獣医さんがやってくださっていたんですけれども、獣医師会所属でないと、せっかく予算についたものが活用できないという、各区市町村におけます地域猫のボランティアを通じた取組というものは非常にばらつきがあるかなと思っております。

飼い主のいない猫の取組についての地域間格差は、どのように捉えていくのかなということを考えております。

また、譲渡については、ボランティアを活用していくということで資料にもありましたけれども、皆様のコスト面の負担が大変だということで、現実的には、その補助という形では、やっていかななくてはならないなということで、そこについての方向性も確認させていただければと思います。

3点目に、事業者の指導・監督。私が、2年前ですが、錦糸町での劣悪猫カフェ、東京都でも、日本に先駆けて処分を事業者のほうにさせていただいたんですが、まだ、電話をかけても通じるというような状況で、本当にイタチごっこのような状態が続いております。

猫カフェについては、ここ1カ月、2カ月でも、パルボウイルスが蔓延するなどの問題提起がありまして、管理・監督の強化が必要なのではないかということで、管理・監督ということは、本当に事業者が、毎年、毎年増えていくということも資料の中で読み

取れていく中、人員体制の強化、そして、前向きに、告発をみずから、私ども東京都は公権力の行使、刑事訴訟法239条第2項で、公務員は、その職務に際して犯罪があると思料するときは捜査機関に対して告発しなければならないという規定もある中で、動物の命にかかわる者に対して、積極的に東京都は、こうした告発も辞さぬという強い取組も求められるところで、業者の指導・監督体制につきましても、いま一度、確認をさせていただければと思います。

以上、3点でございます。

○林会長 ありがとうございます。

これにつきましてはいかがでしょうか。

○田島動物愛護管理専門課長 今、3点ほど御質問をいただきましたが、まず、1点目でございますが、1点目と2点目は関連しておりますけれども、お手元のハルスプランの冊子、机上配付の資料を御覧いただきたいと存じます。

こちらは、ハルスプランの冊子の17ページになりますけれども、今、上田委員からお話ございましたとおり、地域の飼い主のいない猫対策の拡充ということで取組が進められているところでございます。

こちらにも書いておりますとおり、こちらの対策を進めるに当たりましては、地域住民の方が主体的に取り組んでいくという発意のもとに、地域のボランティアですとか、動物愛護推進員及び区市町村、東京都が支援をしていきながら取組を進めていくという形になっております。

東京都としましては、先ほど、簡単に御説明いたしましたけれども、区市町村包括補助事業ということで、猫対策につきましては各種財政的な支援を行っているところでございまして、平成29年度では非常に多くの区市町村に申請をさせていただいて、取組が進められております。

ただ、残念ながら、全ての区市町村ということではございませんので、こちらにつきましても普及啓発も含めて、さらに取組を進めていきたいと考えております。

先ほど、使い勝手云々みたいなこともございましたが、基本的には、各区市町村で、その事業形態を考慮した取組を進めているところでございますので、この部分につきましても区市町村には情報提供をいたしますが、なるべく円滑に事業が推進していくように、東京都からも助言していきたいと考えているところでございます。

最後、3番目の御質問につきましては、動物愛護相談センターからの回答でよろしいでしょうか。

○金谷動物愛護相談センター所長 動物愛護相談センター、金谷でございます。

猫カフェに限らず、多数の動物取扱業があつて、都内には四千数百軒ございます。

さまざまな苦情が寄せられたりとか、それから、5年に一度登録を更新するということとなります。

また、新規の申請も毎年数百件ございまして、その都度、私どもは施設に立ち入り、

その施設の状況、それから苦情等があれば、その苦情に対応するための監視指導を行っております。

その上で、施設の不備、それから、動物の適切な取扱いに関する基準がございますので、そちらに適切ではない面が見られれば、当然、それを改善するように指導しているところです。

改善できない場合は、さまざまな勧告や命令をするというような処置もとりましますし、場合によっては告発ということも考えられるかと思いますが、いずれの状況によりましても、適宜、適切な対応をとるということになるかと思いますが、どうぞ御理解をよろしくお願いいたします。

○林会長 ありがとうございます。

いかがですか。よろしいですか。

○上田委員 ありがとうございます。

センター長に、もう一件だけ、四千軒とか、毎年300ということで、センターの監視員の皆様が足りているのかどうかというところは、大丈夫なのか。そこだけ最後に確認させていただければと思います。

○金谷動物愛護相談センター所長 現在、私ども現状の職員でいろいろな努力をしまして、最大限努力するようにしております。

○林会長 よろしいですね。

はい、どうぞ。

○永渕動物愛護相談センター多摩支所長 多摩支所長の永渕と申します。

上田委員からいただいた3番目のお話で、おっしゃったようなことは、理解できるかと思えます。

ただ、我々といましては、まず、適正に業務を実施してもらおうというのが目的でありまして、その中では、何度でも指導するということがございますので、そのことを踏まえながら、また、言われたことに関しましては検討していくという形になるかと思えますし、人員につきましては、今、あり方検討を今後、立ち上げてやっていくところでございますので、その中で、また、今後の時世とかを読みながら、また検討する中で、いろいろとそういった内容をまたお示しするような形になるのかなというふうに考えております。

○林会長 最近の新聞報道、テレビなんかでも、随分いろんな動物とのふれあいの、そういう業者が出てきているようですが、これについて、統計みたいなものはあるんですか。

○田島動物愛護管理専門課長 基本的に、いわゆる猫カフェですとか、フクロウカフェみたいなものをおっしゃっていらっしゃるんですか。

○林会長 そうですね。

○田島動物愛護管理専門課長 こちらにつきましては、いわゆる第一種動物取扱業の展示業に入っておりますので、2017年度でございますが、展示業としましては329施

設。

ただ、この中には、動物園のような展示業も全てを包括されておりますので、その内訳は、今すぐお出しできないのですけれども、最近では、ハリネズミカフェですとか、いろんな展示の業態が出店しているところがございます。

○林会長 ありがとうございます。

ほかに、どうぞ。打越委員ですね。

○打越委員 施策の個別のものに対する質問というか意見が1点と、それから、全体の構造に関する質問というか、意見が1点あります。

まず、1点目の個別的なところは、資料の14ページ、施策14、動物由来感染症に関するところであります。

動物由来感染症というのは、比較的、今のところは大きな問題というのが起きていないのですけれども、しかし、動物福祉の観点から見て、きちんと衛生的に動物を管理できているかということの基軸というか、リトマス紙にもなりますし、万が一、大きなパンデミックというようなことになった場合に、すごく大事なテーマだと思うんですが、やっている事業を見ると、職員さん同士の中で、いざというときの危機対応マニュアルをつくるとか普及啓発をするというような感じで、あまり攻めてないかなと。

また、(3)では、動物取扱業に対しては、やっているということなんですけども、ここで想定されているのが、どうやら第一種動物取扱業だけであって、実は、第二種動物取扱業や民間のボランティア、シェルター等も、実は、きちんとこういった問題の知識を持っていただきたい。それから、飼い主も同様です。

特に、民間のシェルターが、今増えている中で、本当にきちんとした運営ができていけるシェルターと、私は動物を何とか守っているんだという気持ちを持っているものの実力の伴っていない団体とあるわけですし、第二種業者に対する、あるいは多頭飼育者に対する感染症対策の普及啓発が大事なかなと思うと、この(3)の動物取扱業は、恐らく何となく第一種業者を印象としてイメージしているかなと思うので、そういうところをもっと広げていったほうがいいのではないかと思います。

これは、東京都の全体的な姿勢で、前年度、前々年度にもお話をしたんですが、第一種業者と第二種業者を、すごく別々のものとして見ているというか、第一種の業者は営利でやっていて、第二種はどちらかというとボランティアに近いからということで、甘いところがあるのではないかと。

私は、むしろ第二種がボランティアで善意であったとしても、プロはプロですから、そこは、厳しく、むしろ第二種業者にも臨んでいくべきだと考えています。

以上が、単純な1点目です。

もう一点は、全体像なんですけれども、この15の施策の中を見たときに、何となくそのまま並列で並んでいますけれども、一つ目としては、もう既に相当定着してきたもの、都民の中にも。例えば、適正飼養とか、安易に遺棄してはいけませんというのは、

もちろんまだ逸脱事例はあるのですけれども、9割方定着してきたというもの、それから、あるいは、むしろ民間団体に任せたい方がいい。行政が積極的に出ていくよりも、例えば、譲渡の推進であれば民間団体にも随分任せているところですし、それから、愛護推進員の研修なども、実は、行政職員が講演をするよりも、どこでもいいんですけど、日本動物愛護協会でも、日本動物福祉協会でも、民間の第三セクターのようなところがむしろ旗を振って、愛護推進員の育成をやってもいいと思うんです。あるいは獣医師会とか。なので、既に定着しているもの、それから民間に任せていいものは何だろうかというふり分けが必要になってくると思います。

それから、上田委員がおっしゃっていた、例えば、持っている公権力を毅然と行使すべきもの、あるいは、そのための情報収集にもっと力を注ぐべきもの。これは、行政じゃないとできないので手放しちゃいけないと思います。

ただ、東京都の先進性は何だろうと考えたときには、今、新しく大きな課題になり始めているものに対する研究とか勉強であって、職員同士で、あるいは関係組織同士で育成するとか、検討するとか、交渉するとか、そういうことが、今後、多分大きな課題になる。でも、一番大事なんですけど、それは表には見えなくて、東京都が頑張っているアピールには、なかなかないんですよ。内部でやっているという。

でも、この推進計画をいずれつくり変えていくときに、既に定着しているものに、いつまでもこんなに頑張っていますとやるより、あるいは民間に任せてよいものをこんなにやっていますというより、行政じゃなきゃできないこと、そして、東京都が、先進県として、いろんな新しい課題の研究をこれまで、これだけやっていますと言えるようになるものと、この4段階に分けて事業の取捨選択や優先順位をつけていくべきだと感じました。

全体を網羅的に見て、頑張っているところは、実はもう9割できているところで、進んでいないところは実は難しいことですから、進んでないところほどやっていく、そういう姿勢を見せてほしいと思いました。

以上です。

○林会長 いかがですか。

○田島動物愛護管理専門課長 貴重な数々の御意見、誠にありがとうございました。

今後の推進計画の見直し等に、反映させていただければと存じますので、今後ともよろしく願いいたします。

○林会長 例えば、子供の発達段階に応じた普及啓発は、もう既に民間に委託している。今年度60回やられているわけです。先ほどもお話がありましたけど、もっともっとあっていいんじゃないかという御指摘だろうと思うんです。

そういう意味では、優先順位をつけながら、民間への移譲といいますか、そういったものを考えてもらいたいということ。

はい、どうぞ。

○打越委員 都民のニーズや愛護団体からのニーズというのは、結構来ると思うんですね。

でも、行政は、専門性というニーズにただ応えるのが行政ではありませんので、専門的な観点から見て、これをもっとやってよと言われても、それは獣医師会にお願いしますとか、それは日本動物福祉協会に頑張っていて、行政じゃなきゃできないことにしっかり足元を固めるという意味では、学校教育とか、そういうのは、希望があったとしても、その希望に応じて回数をふやせばいいというものでもないかなと思うので、そこを考えていただきたいという意味です。

○林会長 そろそろ、これに充てる出る時間が過ぎつつあるんですが、ほかにどうしても、はい、どうぞ。

○友森委員 すみませんが、手短かに。

参考資料5についてなんですけれども、この致死処分に関する数値目標は既に達成されていて、すばらしいことだと思うのですが、今後さらに、動物の致死処分ではなくて、死亡数を減らしていく必要があると思います。こちらの参考資料5に関しては公開されているものなんでしょうか。

もう一点、御提案なんですけれども、動物福祉の観点から安楽死を行ったという表現がありますけれども、これは、現場にいる人か、獣医師の先生方は本当によく理解されていて、動物のために苦痛を長引かせないために安楽死をしてあげたんだなとわかると思うのですが、具体的に、例えば、どの程度の負傷の程度だったのかとか、推定年齢とか、そのほか、収容されたエリアとかの資料があると一般の人にも理解されやすいのと、今後、どのエリアでそういう負傷がひどい猫が多いのかとか、負傷して結局安楽死が必要、あるいは収容中に亡くなってしまう動物は、子猫が多いのか、あるいは地域猫の老猫が事故に遭っているのか、病気になっているのかという、今後の対策のために参考になるので、大変だとは思いますが、より具体的な、亡くなってしまった動物、あるいは安楽死した動物に関する資料もつくっていただけたらと思います。いかがでしょうか。

○林会長 どうぞ。

○田島動物愛護管理専門課長 まず、参考資料5の部分につきまして、これは、先般、都知事のプレス等々でも出ておりますので、基本的に公開といいますか、今回の審議会の資料としても公開していくという資料でございますので、その旨、御理解いただければと存じます。

続きまして、負傷動物等のエリアですとか、いわゆる個体の情報ですね。

こちらにつきましても、今後の小委員会等で御審議いただくために、可能な範囲で具体的な情報というものを精査できればと思っておりますので、御理解いただければと存じます。

○林会長 よろしいですか。

どうぞ。

○崎田委員 動物の適正飼養の普及啓発ということで書いてございます。今まで、こういった動物愛護管理の中で問題にされていたのは、例えば、規制ということであれば動物取扱業者であるとか、そういったことで、第一種、第二種と決めて規制がございました。逆に、この飼い主責任の徹底みたいなところについては、もちろん飼い主が善意者であるような感じで進んできたんですけれども、このあたりも、そろそろ今後を含めて、飼い主がきちんと知識を習得している、動物管理者たるんじゃないかということも、東京都からも推進していただければと思います。

例えば、譲渡会とかで、飼い主の教育みたいなもの、いわゆる飼い主教室とかありますけれども、そういったものが免除になるであるとか、一定の知識を飼い主が習得していれば、例えば、販売時に説明責任はもちろん動物取扱業者はあるんですけれども、それを聞かなくても知識があることを証明できれば免除になるとか、そういったことで、飼い主の責任というものを徹底していただければと、そろそろ考えていただきたいところでございます。

○林会長 おっしゃるとおりですが、何かありますか。

○田島動物愛護管理専門課長 貴重な御意見をいただきましたので、今後の参考にさせていただきます。ありがとうございます。

○林会長 それでは、そろそろ次の議題に移ってよろしいでしょうか。

続きましては、先ほど、お話がありましたように、資料1の(2)、これは、国の動向を踏まえなければなりませんので、今回は審議いたしません。改めて審議することとしたいと思います。資料1の3、これを最後に御説明いただいた後、皆様の御意見・御質問をいただきたいと思います。

それでは、説明をお願いいたします。

○鮫島健康危機管理推進担当課長 事務局の健康危機管理推進担当課長の鮫島でございます。よろしく願いいたします。着座にて御説明を申し上げたいと思います。

資料1の(3)に関連する資料といたしまして、お手元に配付いたしております資料5、動物愛護相談センターの整備についてという資料を御覧いただきたいと思います。

まず、上段の部分でございますけれども、平成28年度に開催しました当動物愛護管理審議会におきまして、動物愛護相談センター整備基本構想につきまして、御審議をいただいたところでございます。

これを受けまして、平成29年3月に、この基本構想を策定・公表いたしましたところでございます。

整備基本構想では、これからのセンターに求められる役割、そして機能等につきましてまとめておりまして、求められる役割は、これを実現するための施設ということになりますけれども、まず、1番目といたしまして、動物との共生を学ぶ普及啓発の中心施設でございます。

これからのセンターは、動物との共生を進めるための普及啓発を担う中心施設として

の役割がございます。また、幅広く啓発を進めていくためには、普及啓発を行う人材の育成等についても、進めていく必要があるということでございます。

2番目でございますけれども、新しい飼い主への架け橋となる施設でございますけれども、これは、引取り、収容した動物の健康管理を都で行うということでございます、そして、新しい飼い主との出会いの機会の拡大を目指していこうということでございます。

3番目に、事業者等の指導監督の拠点施設でございますが、動物取扱業者の資質向上と法令遵守の徹底のための監視指導の役割を的確に果たしていくということでございます。

最後に、4番目でございますけれども、動物に関する危機管理対応の基幹施設でございますが、災害時には動物救護活動を担うとともに、動物由来感染症が発生した場合に、迅速に対応するための機能を持ちながら、日頃から発生に備えていくということでございます。

また、センターの老朽化がますます進行している状況でございますので、早期に施設整備の必要性和、都民、動物愛護団体など、センターを訪れ、活用していただく皆様が集いやすい環境、そして、動物福祉を考慮した動物の飼養管理、効率的な監視指導、必要な敷地面積等を十分に考慮すべきということが示されているところでございます。

整備基本構想には、これからのセンターに求められる役割を実現すべく、今後、センターの施設を整備していこうという考えが示されておりますが、「施設整備を具体的に進めていく上で」というところを御覧いただきたいと思っておりますけれども、センターに必要な機能の確保、都民や関係者の皆さんの利便性、業務の効率性などを勘案しながら検討していく必要があると考えております。

一方で、センターを設置する用地の確保、または、近隣への影響など、施設整備を進めていく上での制約となる事項もございますので、こういう点についても考慮を入れた上での検討が必要ではないかと考えております。

審議会の委員の皆様におかれましては、こうした観点を踏まえながら、都における動物愛護相談センターの全体のあり方を御検討いただき、審議会の中間報告に反映していただきたいと考えております。

この中間報告をもとに、私どもは、今後の動物愛護相談センターの施設整備計画を具体化してまいりたいと考えておりますので、当審議会での御検討を何とぞどうぞよろしくお願いいたします。

御説明は以上でございます。

○林会長 ありがとうございます。

それでは、どうぞ、忌憚のない御意見、あるいは御質問をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

随分急速に、動物愛護相談センターのイメージや役割が違ってきているような気がし

ます。皆様の御意見は中間報告に反映されますので、今日は短い時間ですけど、できる範囲内でお話、御意見・御質問をいただければと思います。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○武内委員 私は、東京大学の動物医療センターのほうで行動診療科というものを、もう20年ぐらいやっていますけども、今は、それほどではないんですけども、センターから譲渡された犬の飼い主が相談に来るということを結構たびたび経験しておりまして、連絡はすぐ来るんですけども、それは、どういうことかという、問題行動がある犬を譲渡してしまった。

それは別に、私はセンターが悪いと言っているわけではなくて、そのセンターにいる期間に、そういうことが出ないというケースもままあると思うんですよね。それで飼い主さんに行く。

飼い主さんは、もう戻すことはできないから見てくれという形で、探して来るということが結構あって、これは、もちろんセンターに限らず、レスキュー犬も多く来るんですけども、そういう意味では、マッチングの、今、急速に減らしていますよね、ゼロ目標にするために。

どんどん、要するに譲渡をちゃんとしていきましょう。犬も猫もそうでしょうけど、していきましょうということが一方で動いている中で、それが、ボランティアさんと言ったら変ですけども、何とか受け入れてあげましょうという飼い主さんのほうにしわ寄せが行っちゃうと余りよくないなというのを、私は感じていまして、ゼロ目標はいいとしても、そのマッチングのところを、急速に動いているだけに、ちゃんと考えていかなくちゃいけないなというふうには、私も思っていて、そういう意味では、ある意味、海外でも、どこのSPCAに行ってもマッチングのことはすごく気をつけていて、そういうことがちゃんとできる人、もしくは、そういう人を教育するでもいいんですけども、ちゃんと置いているという形を今後より一層目指していかなくちゃいけないと私は思っているんですが、ただ、また、国も都もそうなんですけど、どうしても人が入れかわってしまうというのがどうしてもあって、ある人たちにこういうことをやってくださいとお願いしても、それが数年後に入れかわってしまうみたいなことが結構あるので、その辺も含めて、永続的に教育できるシステムを、そのセンターの人たちをちゃんとしてほしいなというふうには、考えています。

○林会長 いかがですか、これは、かなり重要な問題ではあるんですが、大変難しい問題でもあります。

○鮫島健康危機管理推進担当課長 事務局のほうでお答えさせていただきたいと思います。

まず、先ほどの参考資料3なり、またあと、参考資料2というところになってくるかと思うんですけども、東京都のセンターに入ってくる動物の数というのが非常に減ってきたということ、これは非常に大きいところだと思うんですけども、過去であれば、どうしても数が多いという中で、いろいろと譲渡も進めなければいけない中で、一つひ

とつ、個体、個体の動物に対して、目をどこまで配れるかというところにつきましては、なかなか難しい点もあったのかなと考えております。

一方で、これだけ数が減ってきた中で、一頭一頭に対して、動物に対してしっかりと目を配れるような状況が進んできたというところが、まず大きなところでございます。

そういう意味で、ボランティア団体様の皆様の御協力をいただいて進んでいるところではございますけれども、お渡しする前の状況もしっかり見られる状況が出てきたということで、そういうことも大分減ってくるのかなと思います。

それから、あと、今後の課題として、従業員も含めて、いろんな動物に対してのかかわり方、センターとしての、そういうところについても、今後、検討していくということが必要になるだろうと思います。

これについては、こちらの審議会等でも議論になる部分だと考えております。

○金谷動物愛護相談センター所長 よろしいでしょうか。

今、鮫島が申し上げたとおりですけれども、現場の立場から若干補足させていただきます。

確かに、譲渡する理由で、場合によっては問題行動が発現してしまうということもおっしゃるとおりで、御意見はごもっともだと思いますので、ぜひいろいろと参考にさせていただきたいと思いますが、今、取り組んでいることで、譲渡を進めるために適性があるものであれば比較的早く行ったりする場合もあるんですけども、なかなか難しいものについては、センターの施設の中に長いこと飼養管理しなければならないのが実情でございます。

まず、その前に、譲渡できるかどうかの適性については、例えば、かみつき癖がないかとか、社会性は問題ないか、フードガードはないか、そのほかに感染症とか、肉体的な欠陥がないかとか、そういうものは、できるだけ現場の獣医師が確認した上で、問題のないものを譲渡するように努めているところでありますけれども、問題行動的なものについては後から発現するということもあり得ますし、そういうものができるだけ発見できますように、長いことセンターの中で飼養管理している最中に、できるだけ個別に観察して、その動物の適性とか、性格等も把握した上で譲渡するように進めております。

あと、私どもも、たしかに人事異動等で、動物行動の専門家のような職員ばかりではありませんが、例えば、外部の専門家のトレーナーさんに、いろいろと助言をいただいたり、それをもとにして職員に研修を行うなど、そういうものを今後、システムチックに実施していったら、職員の資質の向上、それから一層の動物の適正飼養に努めているところではございます。

今後とも、そういう取組に努めてまいりたいと考えております。

○林会長 ありがとうございます。

対応すべき頭数は減ってきているものですから、よりきめ細やかな対応ができる。こ

これは、おっしゃるとおりだと思います。

例えば、資料4を見ますと、平成35年度目標に対して、平成29年で、もう既にこんなに達成してしまうと、これは素晴らしいですよ。素晴らしいのですが、皆さんが、すぐ殺処分のゼロができるんじゃないかと思うくらいまで物事が進んでいる。

これは危険だと思っているのは、少なくなればなるほど、今度は逆に大変な、つまり、その頭数の中で扱いやすいものでないものが残っていくという可能性が非常に高いので、これからものすごく難しい段階に入るんですね。

そこは本当に、大変御尽力いただかないといけないところですが、私は、国立科学博物館で、こういうふうに目標に対しての達成がすごく高かったんです。そうすると、独立行政法人ですから、国から何と言われたかということ、最初の目標が甘かったのではないかと。すごくやればやるほど、最初の目標が低過ぎるのではというような話が出てくる。

これは、非常に危険なことで、今申し上げましたように、少なくなればなるほど、今度は逆に難しい問題が出てくるということも、ぜひ御理解いただきながら施策を進めていただければいいのかなという気がします。

どうでしょう。皆さん、このセンターの整理について。

- 打越委員 譲渡適性の見極めというのは、本当に、今後、大事な課題で、それこそ専門家の先生方が内部で研究していかなきゃいけないテーマだと思うんですけども、それを見極めるということは、殺処分ゼロという看板をどう考えるかということと必ず隣り合わせで、最近も、殺処分の定義を、適宜分類を変えたり、工夫したりしながら、それに近づいています。それが、各自治体によって言うことが違う、環境省によっても言うことが違うということで、だんだん議論の前提が崩れはじめていると思うんです。

譲渡適性を見きわめるということは犬や猫に線引きをするという現実があるということ、改めて専門性の観点から、都民に理解できるように。つまり、愛護でかわいくて優しい気持ちだけでは、この問題は解決できないという覚悟を、東京都の職員さんたちには腹を決めてほしいなと思います。

ただ、マッチングのところに関しては、先生がおっしゃったとおり人事異動の問題については、例えば、先ほど、金谷さんが職員も研修を受けていますということでしたけれども、民間人の、例えば顧問とか専門調査委員とか、あるいは有給ボランティアとしてセンターのほうで抱えるということも、私は、ありだと思います。

だからこそ、さっき言ったとおり、民間に任せられるものは、その業務を丸ごと民間に任せていくような、取捨選択の思い切った判断が必要になるかなと思います。

ただ、そうなったときには、何であの人がその顧問に任命されたのか、なぜあの人だけが有給ボランティアということで、実は、愛護団体同士の競り合いというか、立場の相違というのが必ず論争になってきます。

そういう意味では、愛護センターでいろんな愛護団体やボランティアが、これからも

っと身近に出入りできるようになればなるほど、誰と組むんだ、あそこには情報を話したのうちに来ないなんていう、ボランティア同士のすれ違いが大きな課題になってくると思われますので、そういうボランティアとの付き合い方は、むしろ行政職員が把握しておいたほうがいいのかと思います。

○林会長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

はい、どうぞ。

○友森委員 先ほど、武内先生のお話からも出たんですけれども、私は譲渡団体を運営しておりますので、皆さんが御指摘くださったように、ここ数年、センターに犬を迎えに行くと、どの子なら譲渡に適しているのという子しかいないんですね。

非常に高齢で、病気をたくさん抱えていて、治療をして、最後、介護をして看取るだけの犬だとか。センターの本所には1年2、3カ月いる子がいます。あの子たちも、なかなか人なれしなくて、一般に出して大丈夫なのかと、民間団体もシェルターのほうに受け入れられずに、ずっとセンターにいる状態になります。

そのように、収容動物が減って難しい動物が長期的に残る、それで、処分をしないという状況が続いているので、昔の古い建物でやっているのではないのですけれども、長期的に保護した場合に、例えば、老犬がもう少し快適に、お世話をする側もお世話をしやすいようなセンターにしてほしいです。あと、本当に昔だったら致死処分もされていた、さわれないような子も、致死処分をしないで生かしているんですね。

それで、少しずつその子たちも時間をかけてなれているんですけれども、たまに、この犬がここを飛び出したら危ないなど、ひやっとすることがあるので、収容する動物に合わせて、色々なタイプの収容施設が必要なのかと。そこまで予算がとれるのかわからないですけれども。

そのほか、近年、多頭飼育の崩壊と言われる、一度に数十頭、どばっと一般家庭から入ることがあるんですね。そうなったときに、今度、広い部屋で個室管理をしてあげようとする、犬舎が足りないということもあるので、フレキシブルにたくさん収容したり、いい環境でお世話をしたりと、なかなか相反することで難しいんですけれども、そういう部分を併せ持った新しいセンターをつくっていただきたいと思っています。

○林会長 どうぞ。

○上田委員 動物愛護団体の皆様は、うちの江戸川区のあたりも、要はショッピングセンターに猫たちを連れて譲渡会とかをやって、非常に身近にそういうことで感じる地域住民も多いということで、アウトリーチができるようなセンターになっていただきたいと思っています。

それで、ここのせつかく審議会でありますので、この老朽化が進む施設を早期に整備ということで、情報共有ということで、具体的に今、現状はどんな状況にあるのかというのを確認させていただきたいと思っています。

○林会長 よろしいですか。

○鮫島健康危機管理推進担当課長 施設の現状、今の利用状況等についてはセンターのほうからお答えしたいと思いますけれども、あと、センターの整備をこれから進めていきたいと考えている中で、今回、全体のあり方を検討いただくというところで、先ほど、友森委員や、それから、いろんな御意見をいただいているところでございます。

そういうところも含めて、必要な機能、そういうところを精査しながら、中間報告のほうに、御反映いただくように進めてまいりたいと考えております。

○金谷動物愛護相談センター所長 現在の動物愛護相談センター3所というのは、各所とも大変古いんですけれども、できるだけ個別管理ができるとか、現在の建物を使って、最大限、中の運用を工夫しながら、可能な範囲で動物ができるだけ快適に過ごせるように、長期の収容等にも耐えられるようにとか、さまざまな工夫をしているところでございますので、そちらのほうは、センターの現場でさまざまに対応しているところです。

将来の施設整備に当たりましては、今いただいた御意見等を踏まえた上で盛り込んでいきたいと考えております。

○上田委員 恐らく移転と、もっとアクセスのいいところというイメージで、このところ動いてきたんで、ぜひそれを実現していただきたいということと、家族連れが気軽に行けるということで、土日を必ず、これは、開けていただきたいなということを希望で申し上げまして、私の要望を終わらせていただきます。

○林会長 ありがとうございます。

そろそろ時間になりつつありますが、どうしてもというのはありますか。

よろしければ、最後の今後の検討方法についてに移りたいと思います。

先ほど、委員の皆様から、小委員会の設置を含めて、資料1に記載されていたスケジュールで検討を進めるということをお了解いただいておりますが、その小委員会委員につきましては、東京都動物愛護管理審議会運営要綱第2条の規定により、会長が指名するという事になっておりますが、事務局から案がございましたらありましたら、配付いただきたいと思います。

(小委員会委員候補者名簿配付)

○田島動物愛護管理専門課長 皆様、お手元に届きましたでしょうか。

では、事務局から小委員会委員候補者の案を御説明いたします。

まず、本審議会の委員からは、名簿順に、打越委員、工藤委員、友森委員、林会長、町屋委員の皆様は、御就任いただきたいと存じます。

加えまして、公益社団法人東京都獣医師会、平井事務局長、及び関係行政機関から、豊島区池袋保健所生活衛生課、栗原課長、及び町田市保健所生活衛生課、田中課長の方々に委員への御就任をお願いしたいと存じます。

あわせて、林会長におかれましては、小委員会の委員長として引き続き、審議進行のほうをお願いしたいと存じます。

以上でございます。

○林会長 ありがとうございます。

会長として、私は、この案に異論はありませんが、委員の皆さんはいかがですか。この案でよろしいですか。

(異議なし)

○林会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま配付いただきました小委員の方々に、集中的に論議を進めていただきたいというふうに思います。

それでは、最後に、今後の予定について事務局からお願いいたします。

○田島動物愛護管理専門課長 座ったまま、失礼いたします。

先ほど御了承いただきましたとおり、この後、小委員会での御審議を経まして、本年12月下旬ごろに開催する第2回審議会におきまして中間報告を取りまとめていただく予定となっております。

第1回の小委員会につきましては、9月下旬ごろの開催を予定しております。

今後の開催日時等の詳細につきましては、改めて委員の皆様にご連絡を申し上げます。

以上です。

○林会長 ただいま、今後のスケジュールについて御説明をいただきましたが、何か御質問・御意見はありませんか。よろしいですか。

それでは、本日の審議会はこれをもって終了いたしますので、事務局のほうにお返しいたします。

○高橋健康安全部長 林会長、長期間にわたり、どうもありがとうございました。

委員の皆様におかれましても、熱心な御審議、また、貴重な御意見を賜りまして、御礼を申し上げます。

これをもちまして、平成30年度の第1回東京都動物愛護管理審議会を閉会といたします。委員の皆様、誠にありがとうございました。

なお、小委員会の委員の皆様におかれましては、連絡事項等がございますので、誠に恐れ入りますが、そのままお席でお待ちいただきますようお願いいたします。

以上でございます。どうもありがとうございました。

(午前11時32分 閉会)